

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

さぬき市

## 2 構造改革特別区域の名称

結願の里多和どぶろく特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

さぬき市の区域の一部（多和地域）

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 地勢

さぬき市は、香川県東部に位置し、北は瀬戸内海に、東は東かがわ市に、南は徳島県に、西は三木町及び高松市に接している。平成14年4月に津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町の5町が合併して誕生した本市の総面積は158.90㎏で、その約56%が山林、約31%が田畑であり、穏やかな波の瀬戸内海に浮かぶ島々と、讃岐山脈の裾に広がる緑豊かな田園が織りなす美しい自然景観を有するまちである。

旧長尾町に属する多和地域は、徳島県と隣接する本市の最南端の地域であり、山林面積が98.7%を占める自然豊かな中山間地域である。

### (2) 人口

本市の人口は、平成17年国勢調査で55,745人、平成22年国勢調査で53,000人と減少傾向にある。これらを基にした将来推計によると、今後も減少の一途を辿り、平成47年には約40,900人になると予想されている。特に多和地域では人口減少は顕著であるばかりでなく、高齢化率が40%に迫るなど、他地域と比較して少子高齢化が進展していると言える。

### (3) 産業

平成22年におけるさぬき市の全就業者人口は25,416人。就業率は48%となっている。産業別就業者割合では、第1次産業への就業者は横ばい、第2次産業への就業者減少傾向を示している反面、第3次産業就業者が増加している。香川県全体や全国平均との比較では、第1次産業や第2次産業に従事している割合は高くなっている。

### (4) 多和地域の特性

本地域には、四国霊場八十八箇所の結願札所である大窪寺があり、結願を目指すお遍路さんの姿は、いまや当地域の原風景の一部となっている。また、国の重要文化財に指定された農家住宅など、歴史文化財産もあることから、年間を通して多くの人を訪れている。

当地域には、豊かな山地の自然景観に加え、山間を多くの小河川が流れており、水不足に悩まされる香川県の中においても、水資源は比較的豊富であり、人々の生活は潤いに満ちている。

#### (5) 多和地域の課題

本地域は、豊かな自然や歴史との共生を進めるに当たり、比較的恵まれた条件の下にありながら、農地や宅地などの平野部の割合は非常に小さく、交通の便も良好とは言えない。雇用の受け皿不足も否めず、都市部への人口流出が続いている。特に地域資源を生かしたまちづくりを担うべき若い世代の流出は顕著となっている。このことは、にぎわいの低下だけでなく、これまで行ってきた地域行事などのコミュニティ活動の維持にも非常に大きな影響を与えている。そのため、農林水産業等の種々の制度を活用した総合的な施策を講じることで、この地域に住み続けたいと思えるような誇りと愛着を持てるまちづくりを図っていくことが課題である。

### 5 構造改革特別区域の意義

近年、さぬき市の農業は衰退しつつある。特に多和地域を含む南部地域においては過疎と高齢化による担い手不足などが要因で、農業従事者の経営規模縮小と耕作放棄地が増加し、集落内に不耕作地を目にすることが増えてきている。そのなかで、水稻栽培は比較的手間がかからず、園芸作物などと比べて広い面積の作付が可能であるなど、農地を保全していく上で大きな役割を担っている。

また、当地域の核とも言うべき多和小学校が平成23年度末をもって閉校となった。これを受け、地域では住民による組織“結願の里「多和の会」”を結成し、様々な取組の検討を始めている。今回、特区制度を活用し、「濁酒」を製造・提供することは、米の用途の多角化、生産意欲の向上に資することはもとより、官民協働で地域活性化に向けた施策を進めていく点からも非常に重要な意味を持つものである。

### 6 構造改革特別区域の目標

これまでの歴史文化財産を巡る観光に、今回の「特定農業者による特定酒類の製造事業」を加えることで、他地域との差別化を図り、交流人口の増加を目指す。製造及び提供方法として、民宿での提供のほか、昨年度閉校した

小学校跡地に工房を設け、製造工程の見学が可能とするなど、地域ぐるみでの特色ある取組とし、滞在・滞留型観光を促進すると同時に、地域の活力の向上を目指す。

このほか、近年では、当地域ならではのイベントとしての「へんろウォーク」など、お遍路をテーマとした取組が浸透しつつあり、地域間交流が広がりを見せていることから、そのような場において濁酒を提供し、地域の魅力と特色を伝えることで、更なる交流・定住人口の増加など地域の活性化につながることを期待している。濁酒の仕込み水には、その昔弘法大師空海が大窪寺において本尊に捧げる水を得るために祈禱を行ったところ湧きだした清水を使うなどの付加価値を付し、地域に伝わる有形無形の資源を最大限活用したいと考えている。

## 7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 付加価値の付与による観光施設の活性化

四国霊場八十八箇所の結願札所である大窪寺、国の重要文化財である農家住宅などの歴史文化財産という地域の重要な観光資源に、濁酒という新たな地域の魅力を付加することで、観光客の増加を見込んでいる。

### (2) 複合地域活性化施設の整備等による相乗効果

近年、大窪寺へのアクセス道として、国道及び県道の整備が進むなど、交流人口の受入れ態勢は整備されつつある。また、平成23年度末をもって閉校した旧多和小学校跡地を複合型地域活性化施設として活用するため、平成25年度から施設改修に着手することとしており、濁酒の製造工程が見学できる工房のほか、農作物の直売所、生涯学習施設等を設置する予定である。将来的には農家レストランの経営も期待でき、当該施設が滞在・滞留型観光拠点として機能することで、観光需要を掘り起こし、交流人口の増加につながるものと考えられるものである。

### (3) 新たな観光需要発生に伴う経済の活性化

#### ア 宿泊施設（民宿）の活性化

これまでの滞在・滞留型観光への転換により、減少傾向にあった宿泊客の増加のほか、新たな農家民宿等の創出が期待できる。これにより、新たな雇用の創出を見込むものである。

#### イ 農業の活性化

濁酒の製造に必要な地元米の需要が高まり、米作の維持・拡大が見込まれ、担い手の確保及び農地保全が期待できる。また、観光客の増加により、地域で生産される農産物等の消費拡大につながるとともに、地元食材を活用したメニューの開発や特産品開発の機運も高まり、農業をはじめとする地場

産業の活性化が見込まれる。

(4) 地域の活力の向上

観光客の増加や経済の活性化は、地域の人々の暮らしに活力を与えるものと考えられます。また、雇用の創出は、定住者の増加が期待できるものであり、これもまた地域活性化に資するものと期待している。

○ 期待される経済的社会的効果は下記の通り

区 分	現在	平成 27 年度目標	平成 30 年度目標
農家民宿による濁酒製造件数	0 件	1 件	2 件
農家レストランによる濁酒製造件数	0 件	1 件	1 件

○ 観光客の増加

	現在	平成 27 年度	平成 30 年度
宿泊客数	2,700 人	3,000 人	3,200 人
日帰り客数	337,600 人	340,000 人	350,000 人

**8 特定事業の名称**

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

(別紙)

## 1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(農家レストラン、飲食店、農家民宿等)を営む農業者で米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として特定酒類(その他の醸造酒(以下「濁酒」という。))を製造しようとする者

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

## 4 特定事業の内容

### (1) 事業に関する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

### (2) 事業が行われる区域

さぬき市の区域の一部(多和地域)

### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が酒類製造免許を受けた日以降

### (4) 事業により実施される行為又は文化交流地域としての地域振興

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を含む農業者が米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として濁酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場製品の創造となり、農業及び生産者の活性化につながると考えている。

また、濁酒製造への取組は、小規模ながらも農家副収入の一つの手段となり、濁酒と合わせて料理その他に地元食材を提供することは、地産地消の促進への普及に大きな効果をもたらすと考えている。

このような地域住民の自発的な取り組みが広まることは、地域の活性化にもつながるという視点からも当該特例措置の適用が必要であると考えている。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、納税当局の検査及び調査の対象とされる。

市は無免許製造を防止するために制度内容の周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。